

# 全 市 民 諸 君 へ 訴 ぶ

## 親愛なる諸君よ！

茲は本日をして、料金の自主管理を放しました。

現在に至る迄の経過。去る六月、雇用係より相互組織で、設置されました。此相互組織とは、會社の營業政策の軌範を確立し、進歩の道のため、極端な營業不振に陥つた會社が、其取扱として採用したもので、私鐵を強制的に其手に轉換したのであります。

私鐵の相互條件。車輛ヲオート三年以上五年も使つた老朽車一五〇〇両、プラットフォーム二萬兩から三萬兩もつた地一、二、三〇〇兩程と云ふ（概費にすれば一〇四から七〇〇圓程のもの）家々を破壊して、聲かけを自任し、月社費一二〇兩平均（月社費）を會社に強制して、營業をなす。總ての條件は運輸維持もので、此條件は、公正諸君となつて居るのであります。

## 一、収入の部

一月の繰高 三五〇圓也  
 三五〇圓（毎月平均）三個月三回の繰高（概費）

## 一、支出の部

一月の費用  
 一、二〇兩平均  
 一、四〇兩平均（代運費用の概費）  
 一、〇〇兩平均  
 一、〇〇兩（利息五〇〇圓程）  
 六〇兩平均（三五〇圓程のもの）  
 四〇兩平均（ダイヤチヤーン其他の消耗費）  
 計 三二〇圓也  
 總局三〇〇圓の不足を案ずる状態です。

車の發端。斯の如き悲惨な、經濟状態でありまして、借金は、當然な事であり、しかも、會社は借金を理由として、車輛の没収を初めたのであります。

## 要 求 事 項

- 一、生活救の保證
- 一、社員七〇圓平均で償。
- 一、代理運轉手費用、四兩程知照。
- 一、車輛沒收反對。
- 一、車輛持運手費共返納。
- 一、ボーター（案内人）持運手費返納（毎月三〇圓）
- 一、下級職員地位確保。（労務法問題）
- 一、借金の利率日歩十厘を六分に変更。
- 一、車輛修理工場繼續 持運
- 一、車輛修理明細書發表
- 一、互折品費改良。

交渉経過。去る十一月、條前より度々懇請せしを去る十八日會社に撤回しました。

一、そんな事は初めて聞いた。  
 一、廿一日が廿二日に、何とか返答するの極端な態度でありました。  
 二百の回答（午後二時本社で行はれた）

一、今は明白な心が抱き感して見せうと無意味な無誠意な回答でありました。結果、彼等、私鐵は止むを得ず、委員大會で決しました通り、組織的に、料金の自主管理を相互組織を實行するに至つたのであります。

## 諸君！

正義人殺陣也諸君！私鐵の正當な要求貫徹のために極力御援の心を乞ひます。

昭和十年十月廿三日  
 麹町區内幸町二、四  
**實用自動車従業員相互會**

**争議團本部**

## 聲 明 書

# 友誼團體並に等兄弟の訴ふ！！